風 水 害 編

第１章
災害警戒期の活動

第１節　気象予警報等の伝達

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第１　気象予警報等

１　大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(1) 注意報

気象現象等により泉州地域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表される。

種　　類		発　　表　　基　　準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①１時間雨量が20mm 以上になると予想される場合。 ただし、総雨量が50mm 以上になると予想される場合 ②３時間雨量が40mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が70mm 以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①24時間の降雪の深さが平地で５cm 以上、山地で20cm 以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上（気象台において）で100m 以下、海上で500m 以下になると予想される場合

気象注意報	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象台において実効湿度が60％以下で、最小湿度が40％以下になると予想される場合
	なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm 以上あり、降雪の深さが30cm 以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm 以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm 以上、山地で40cm 以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合
	霜注意報	４月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が４℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ） 上1.5m 以上になると予想される場合
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m 以上になると予想される場合
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①１時間雨量が 20mm 以上、ただし総雨量が50mm 以上になると予想される場合 ②３時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合

(2) 警報

気象現象等により泉州地域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表される。

種　　類		発　　表　　基　　準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①１時間雨量が40mm 以上になると予想される場合。 ただし総雨量が100mm 以上になると予想される場合 ②３時間雨量が70mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が北大阪で160mm 以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で130mm 以上になると予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である 24時間の降雪の深さが平地で20cm 以上、山地で40cm 以上になると予想される場合
地面現象警報　☆	地面現象警　　報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ）上2.2m 以上になると予想される場合
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m 以上になると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①１時間雨量が40㎜以上になると予想される場合。 ただし総雨量が100㎜以上になると予想される場合 ②３時間雨量が70㎜以上になると予想される場合 ③24時間雨量が北大阪で160㎜ 以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で130㎜以上になると予想される場合

注１　発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注２　注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第３条）

注３　☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

(3) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は市長に伝達する。

ア　火災気象通報を行う場合の基準

実効湿度が６０％以下で、最小湿度が４０％以下となり、大阪府内（生駒山地頂上部付近を除く）のいずれかで、最大風速（１０分間平均風速の最大値）が１０ｍ／ｓとなる見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報をとりやめることができる。

イ　通報時刻

火災気象通報の基準に達すると予測される場合、当日の午前１０時までに通報する。

ただし、状況の変化により必要が生じた場合、臨時に通報することができる。

ウ　対象期間

火災気象通報が対象とする期間は、概ね翌日の朝までとする。

ただし、日付を更新している場合の臨時の通報は、対象とする期間を当日の朝までとする。

(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

（別図１－１）の伝達経路による。

２　大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

淀川、大和川、猪名川の洪水に関する予報は、淀川洪水予報実施要領、大和川洪水予報実施要領及び猪名川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で行う。（気象業務法第14条の２第２項、水防法第10条第２項）

(1) 淀川洪水注意報、大和川洪水注意報、猪名川洪水注意報

実施区域内の対象量水標の水位が警戒水位を突破するおそれがある場合

(2) 淀川洪水警報、大和川洪水警報、猪名川洪水警報

破堤、氾濫等により国民経済上重大な損害のおそれがある場合

(3) 淀川洪水情報、大和川洪水情報、猪名川洪水情報

ア　淀川、大和川、猪名川の洪水注意報、洪水警報以外に関係機関又は一般に知らせる必要がある場合

イ　洪水注意報、洪水警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とする場合

(4) 洪水予報の関係機関への伝達経路

〔別図１－２〕の伝達経路による。

３　異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、直ちに高石市（消防を含む）又は警察署若しくは堺海上保安署に通報する。

(2) 警察官、海上保安官の通報

警察官又は海上保安官は、異常現象を自ら発見し、又は報告を受けたときは、高石市（消防を含む）に通報する。

(3) 市の通報

市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区気象台、府（本庁関係課）に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象の種類

ア　気象に関する事項

たつ巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

イ　海象に関する事項

異常潮位、異常波浪

ウ　地象に関する事項

山崩れ、崖崩れ等

エ　その他

堤防等に水洩れ等がある場合

４　防災関係機関の収集伝達方法

防災関係機関においては、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

(1)　気象予警報等の収集

ア　気象台の発表する気象予警報等は、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システムを通じ速やかに収集する。

イ　気象予警報等については高石市防災行政無線（固定系）の放送により情報を伝達する。

ウ　テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。

エ　水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

第２　住民への周知

市は、高石市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

（別図１－１）気象予警報の関係機関への伝達経路

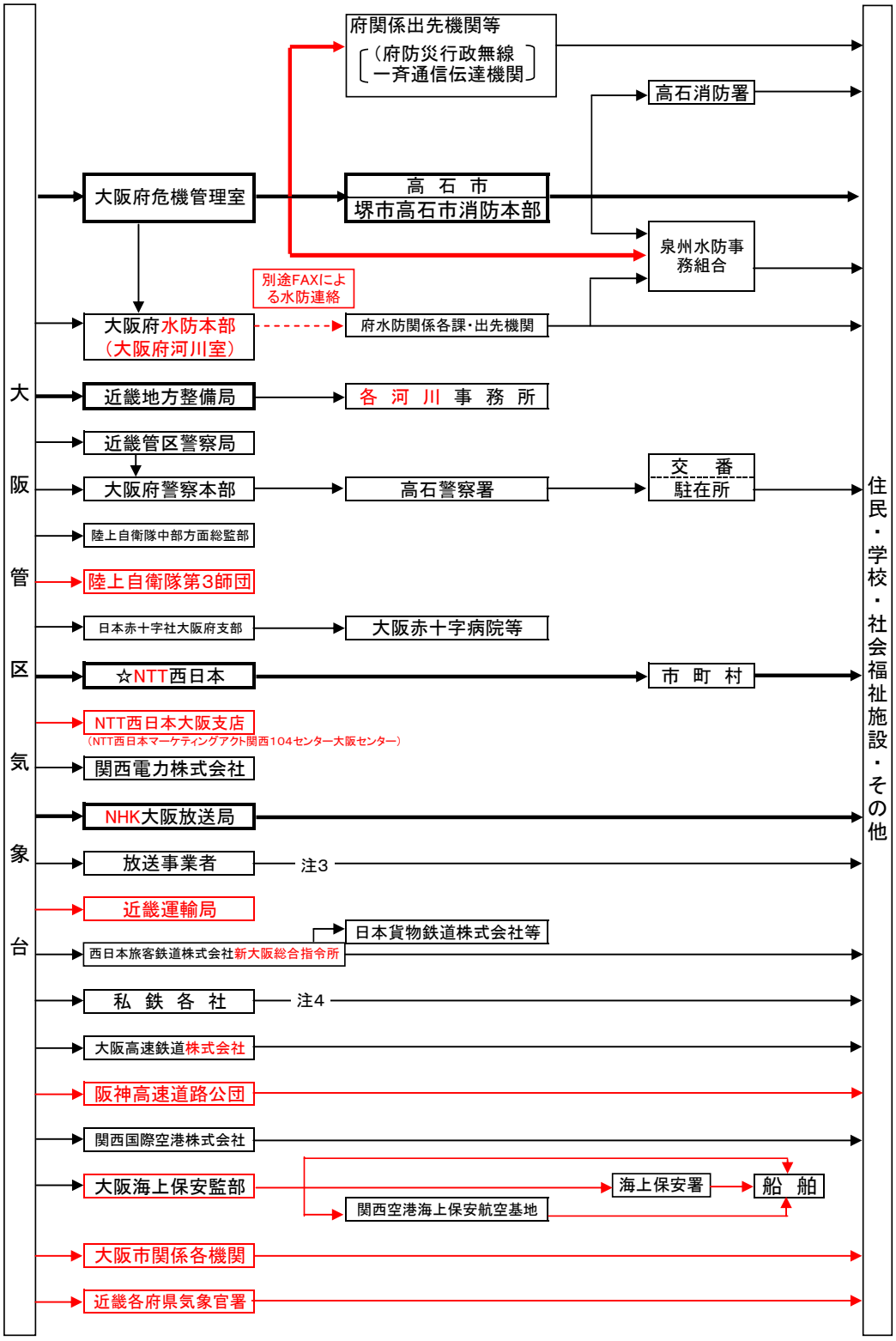

（注）１　太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
２　☆印は、警報のみ
３　放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア（FMCOCOLO）の6社である。
４　私鉄各社とは、近畿日本鉄道㈱、阪急鉄道㈱、阪神電気鉄道㈱、南海電気鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、北大阪急行電気鉄道㈱、㈱大阪港トランスポートシステム、大阪都市開発㈱、（泉北高速鉄道）、能勢電鉄㈱の9社である。

〔別図１－２〕洪水予報等の関係機関への伝達経路

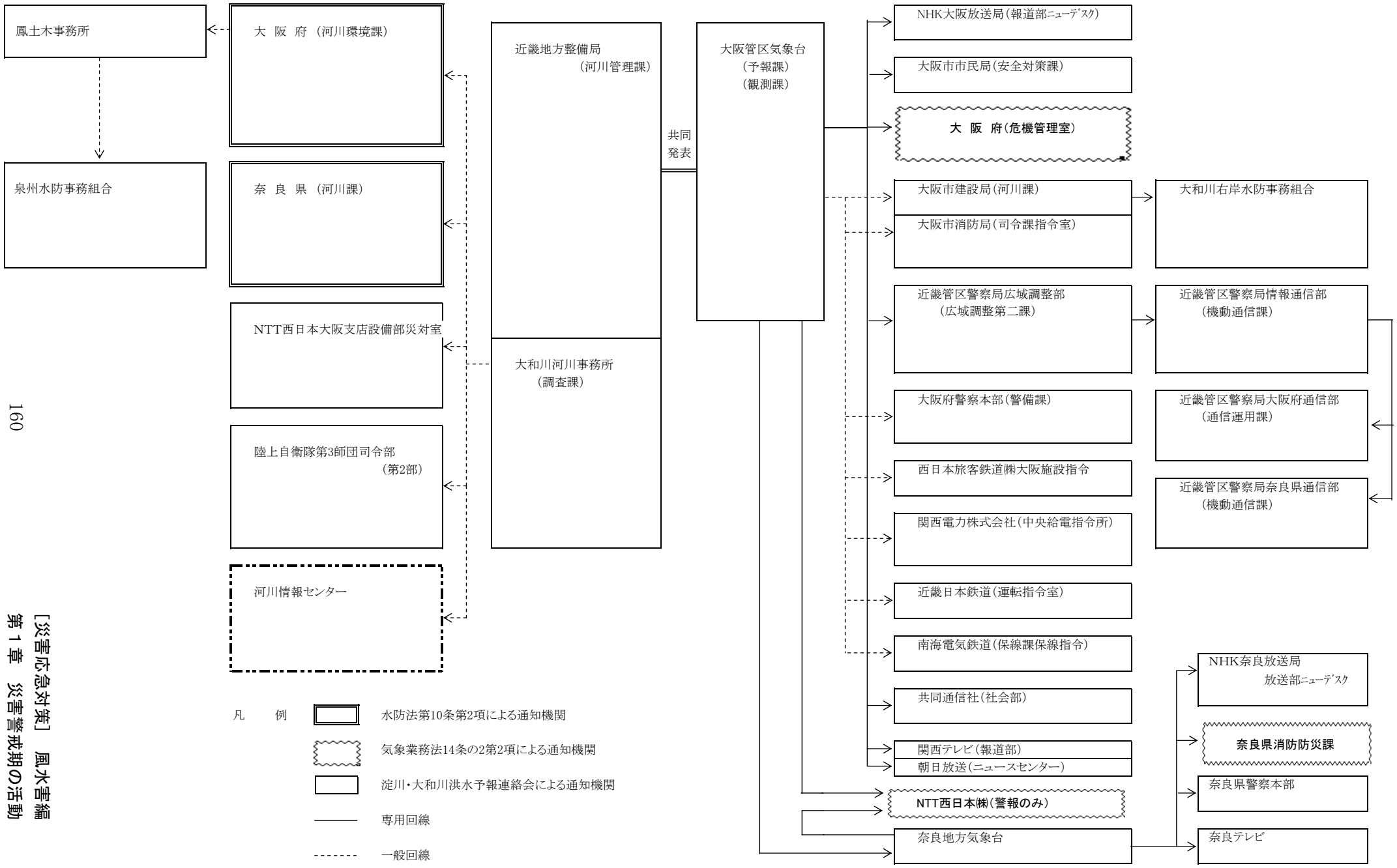

第２節　組　織　動　員

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎょ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第１　災害対策指令部

指令部長は、市域に災害の発生又は発生の恐れがあるとき、災害対策指令部体制をとり、直ちに情報の収集・分析等の活動を行う。

１　設置基準

(1) 大雨に関する注意報・警報が発表されたとき

(2) 水防組合による非常配備が発令されたとき

(3) 災害の発生が予想される情報を受信し環境保全課長の報告に基づき、総務部長が必要と認めたとき

(4) その他、総務部長が必要と認めたとき

２　閉鎖基準

(1) 災害発生の恐れがなくなったとき

(2) その他、総務部長が認めたとき

３　災害対策指令部の構成

指 令 部 長	総務部長
副指令部長	環境保全課長
指 令 部 員	庶務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、土木公園課長、下水道課長

４　指令部の所掌事務

(1) 情報の交換及び分析

(2) 関係機関との連絡調整

(3) 職員の警戒配備体制に関すること

(4) 災害警戒本部体制の必要性

(5) 災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときは、当該本部事務局の運営に関すること

第２　災害警戒本部

高石市災害警戒本部は、小規模災害に対して、災害応急対策活動を実施するために設置するもので、本計画の定めるところにより活動する。

１　設置基準

(1) 災害発生の恐れはあるが時間規模などの推測が困難なとき

(2) 小規模の災害が発生したとき
(3) その他、市長が必要と認めたとき

2　閉鎖基準

(1) 災害発生の恐れがなくなったとき
(2) 災害応急対策が概ね完了したとき
(3) 災害対策本部が設置されたとき
(4) その他、市長が認めたとき

3　災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	助役
災害警戒本部長付	収入役、教育長
災害警戒副本部長	総務部長
災害警戒本部員	政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

4　災害警戒本部会議

本部長（助役）は、所掌事務についての方針を策定し、その実施を推進するため、必要の都度、副本部長及び本部員等の集合を命じ本部会議を開催する。但し、本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

5　災害警戒本部の所掌事務

(1) 緊急に実施を必要とする災害応急対策に関すること
(2) 情報の収集分析、伝達に関すること
(3) 職員の配備体制に関すること
(4) 災害対策本部体制の必要性に関すること
(5) 防災関係機関との連絡に関すること
(6) 災害警戒本部の閉鎖に関すること
(7) 必要な物品資機材等の購入に関すること
(8) その他

6　災害警戒本部事務局

災害警戒本部の所掌事務を処理するため災害警戒本部事務局を設置する。

(1) 事務局長は環境保全課長とする。
(2) 事務局員は、本部付職員、環境保全課員及び本部長の指名する職員とする。
(3) 事務局は、環境保全課におき、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7　機構及び事務分掌

災害警戒本部体制による災害応急対策等については、高石市災害対策本部事務分掌に準じて行うものとする。

※資料５「高石市災害対策本部事務分掌」　（資料編 P. 資7）

第３　災害対策本部

市長は、高石市災害対策本部条例に基づき、次の設置基準に該当する場合に高石市災害対策本部を設置する。

１　設置基準

(1) 市域において中規模又は大規模な災害が発生したとき

(2) その他、市長が必要と認めたとき

２　閉鎖基準

(1) 災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めるとき

(2) その他、本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

３　災害対策本部の構成

災害対策本部長	市長
災害対策本部副本部長	助役、収入役、教育長
災害対策本部員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、 教育部長、議会事務局長

４　所掌事務

高石市災害対策本部における本部及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

（本部）

(1) 情報の収集分析、伝達に関すること

(2) 職員の配備体制に関すること

(3) 自衛隊等関係機関に対する応援の要請に関すること

(4) 市民の避難誘導の決定に関すること

(5) 地区防災拠点の開設に関すること

(6) 避難所の開設に関すること

(7) 府が現地災害対策本部を設置した場合その連絡に関すること

(8) 災害救助法の適用申請に関すること

(9) その他災害に関する重要事項に関すること

（各部）

各部の所掌事務は、本部事務分掌による。

※資料5「高石市災害対策本部事務分掌」　（資料 P. 資7）

５　災害対策本部会議の開催及び決定事項の通知

本部長は、情報の分析、実施すべき災害応急対策の検討及び配備指令等を行うため、必要の都度、副本部長及び本部員の集合を命じ本部会議を開催する。但し、本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

又、災害対策本部会議での決定事項のうち防災関係機関及び職員に通知又は周知する必要があると認めるときは、速やかに連絡し周知徹底を図るものとする。

６　災害対策本部事務局

災害対策本部会議の災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を設置する。

(1) 事務局長は、総務部長とする。

(2) 事務局員は、本部付職員、環境保全課員、及び本部長の指名する職員とする。

(3) 事務局は、環境保全課におき局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

７　本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、助役、収入役、教育長、総務部長の順とする。

８　本部設置又は閉鎖の通知

市長は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、高石市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、本部入口に「高石市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

第４　職員動員計画

災害の規模により、必要な職員の動員計画・配備体制を定める。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属職員に対し、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにするものとする。

※資料６「配備体制別職員動員計画表」　（資料 P. 資10）

１　配備の基準

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

◎　本部設置前の体制

指令		配　備　時　期	配　備　体　制	人　員
警戒配備	第１号	・災害発生のおそれがある気象予警報等により通信活動の必要があるとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	防災関係職員の約　1/2
	第２号	・災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき	1. 災害の発生を防御するため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	防災担当職員全員

◎　本部設置時の体制

指　令		配　備　時　期	配　備　体　制	人　員
非常配備	第1号	・小規模な災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第２号体制に移行しうる体制とする。	職員の約　1/4
	第2号	・中規模の災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき	1. 数地域についての救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第３号体制に移行しうる態勢とする。	職員の約　1/2
	第3号	1. 大規模な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2. その他必要により市長が当該配備を指令するとき	・市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する体制とする。	全職員

２　動員の指令・伝達

動員の指令は、本部長（市長）が各部長に指令を行う。ただし、特定の部及び班に対して異なる指令を行うことができるものとする。

ア　勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各部長から班長、班長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じ、庁内放送、電話及び防災無線により速やかにその旨を周知する。

イ　勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各部及び班（課）において定める伝達方法による。

３　動員報告

各班長は、職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班に報告する。人事班長は、職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。

※資料6「配備体制別職員動員計画表」　（資料編 P. 資10）

第５　防災関係機関の動員配備体制

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

第３節　警戒活動

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第１　気象観測情報の収集伝達

市及び府は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

１　雨量の通報

水防管理者は、気象状況により相当の降雨があると認めたときは、気象通報および各河川上流の雨量等により常に的確な気象状況の把握に努めなければならない。

また、雨量測定者は、次の各項により管理者に雨量を通報しなければならない。

(1) 通報事項

ア　雨が降り始めてから３０㎜に達したときは、その時刻と降り始めの時刻、その後は１時間毎に報告すること。

イ　１時間に２０㎜以上の雨量を観測した時

ウ　天候が回復し、雨が止んだその時刻と雨量

(2) 報告

雨量の報告は、観測所名、日時、降雨量を電話等（又は組合無線）その他の方法で通報するものとする。

(3) 雨量観測地点

観測地点	所在地	観測者	備考
堺市役所	堺市南瓦町３－１	堺支部	自動転倒マス型
高石市役所	高石市加茂４－１－１	高石支部	〃
泉大津市消防署	泉大津市小松町１－７０	泉大津水防団	〃
忠岡町消防署	泉北郡忠岡町忠岡北１－７－３５	忠岡水防団	〃

２　水位の通報

水防法第１０条の３に基づき、組合管理者又は量水標管理者は気象状況等により洪水又は高潮の恐れを察知したとき又は洪水予報の通知を受けたときは、その後水位の変動を監視し通報水位に達したときより直ちに次の各項により、土木事務所長に報告を行うこと

(1) 報告とその間隔

ア　通報水位に達した時よりこの水位を下るまでの間各時間毎

イ　警戒水位に達した時

ウ　最高水位

エ　警戒水位を下がった時

オ　通報水位を下がった時

＜管内量水標設置位置等＞

河 川 名	通報水位	警戒水位	量水標位置	観 測 者	量水標零線高
大 和 川	2.00m	3.50m	遠里小野橋	堺水防団	0.P.（＋）1.793m
石 津 川	2.50m	3.75m	戎橋	堺水防団	0.P.（＋）0.03m
牛 滝 川	1.50m	2.25m	高坂橋	忠岡水防団	0.P.（＋）12.92m
西 除 川 放 水 路	2.60m	3.20m	常盤橋	堺水防団	0.P.（＋）5.873m

３　潮位の通報

(1) 水防管理者は、管内に量水標を設置し簡易なる風速計を備え観測通報責任者を定めて情報を所轄港湾事務所長に連絡する。

(2) 観測通報責任者は高潮の危険が予知せられる気象通報を受けた時は管轄支部長に所定の報告を行う。

(3) 報告の主なる事項は、次のとおりである。

ア　風向及び風速の概略

イ　潮位及び管轄防潮堤の基準面（Ｏ．Ｐ）よりの高さ

ウ　波高（潮位の動きの平均位より波頭までの高さ）及び波頭より防潮堤天端までの余裕

エ　異常高潮量（平日としてその時間の推定潮位と観測潮位との差）

(4) 警戒潮位

名　　称	支 部 名	開閉水位の基準	量水標位置	備　　考
堅川水門	堺支部	0.P.（＋）2.00m	堅川水門量水標	
古川水門	堺支部	0.P.（＋）2.00m	古川水門量水標	
芦田川水門	高石支部	0.P.（＋）2.20m		操作責任者高石市長
王子川水門	高石支部	0.P.（＋）2.20m		操作責任者高石市長
新川水門	泉大津支部	0.P.（＋）2.00m	新川水門量水標	

３　情報交換の徹底

市、防災関係機関及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

第２　水防警報及び水防情報

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する。（水防法第１６条）

２　国土交通大臣が発令する水防警報

大和川において、洪水が生じる恐れがあると認められる場合は、大和川河川事務所長は、水防警報を発令し、知事（水防本部長）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長に通知する。

２　知事が発令する水防警報

知事が指定する海岸において、高潮が生じる恐れがあると認められる場合は、現地指導班長（大阪府港湾局長）は、直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

３　関係機関への伝達経路

〔別図１－３〕の伝達経路による。

第３　水防活動

市及び府は、市域において洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

１　泉州水防事務組合

(1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。

ア　堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等

イ　堤防からの溢水状況

ウ　樋門の水漏れ

エ　橋梁等構造物の異常

オ　ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど

(3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

(4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

(5) 高石市災害対策本部が設置された場合は、高石支部は同本部のもと水防活動を実施する。

２　大阪府水防本部

(1) 水防配備のための招集体制を確立する。

(2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。

(3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

３　防潮扉等の管理者、操作担当者等

(1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。

(2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

〔別図1-3〕　洪水予報等の関係機関への伝達経路

(1)　国土交通大臣が発表する水防警報

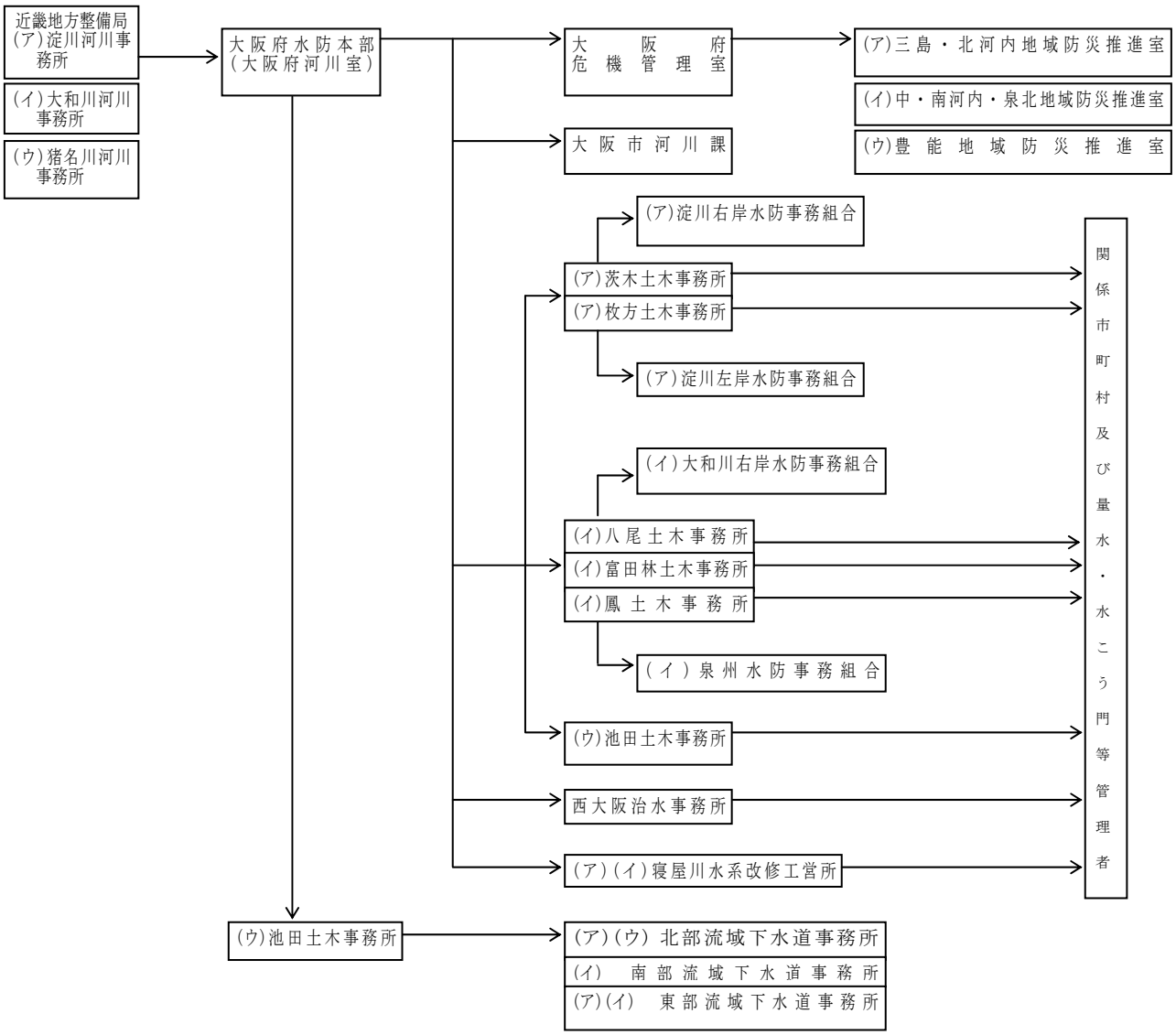

凡　例
(ア)淀川水防警報及び情報連絡系統
(イ)大和川水防警報及び情報連絡系統
(ウ)猪名川水防警報及び情報連絡系統

(2)　知事が発表する水防警報

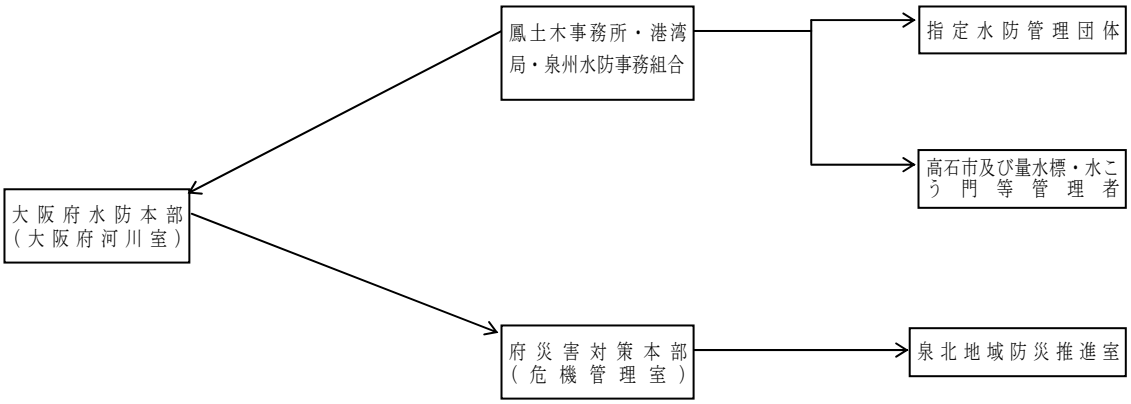

第４　ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

１　ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道、下水道

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の確保に努める

(2) 電力（関西電力株式会社）

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社）

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の点検、整備、確保

ウ　ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

ア　情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ　異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

ウ　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

エ　災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ　防災のために必要な工事用車両、資機材の準備

カ　電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ　その他安全上必要な措置

２　放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

(1) 電源設備、給排水設備の整備、点検

(2) 中継・連絡回線の確保

(3) 放送設備・空中線の点検

(4) 緊急放送の準備

３　交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

ア　定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

イ　適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導す

る。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、府道路公社）

ア　定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ　交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

(3) 港湾、漁港施設

ア　施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ　適切な情報提供を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第５　在港船舶避難活動

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

１　堺海上保安署

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に待避させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

(1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

(2) 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。

(3) 避難要領

ア　小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。

イ　大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ　水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議の上、沖出し順序を決定する。

(4) 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

２　府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導を行う。

第４節　避　難　誘　導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難準備・勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

［避難計画図］

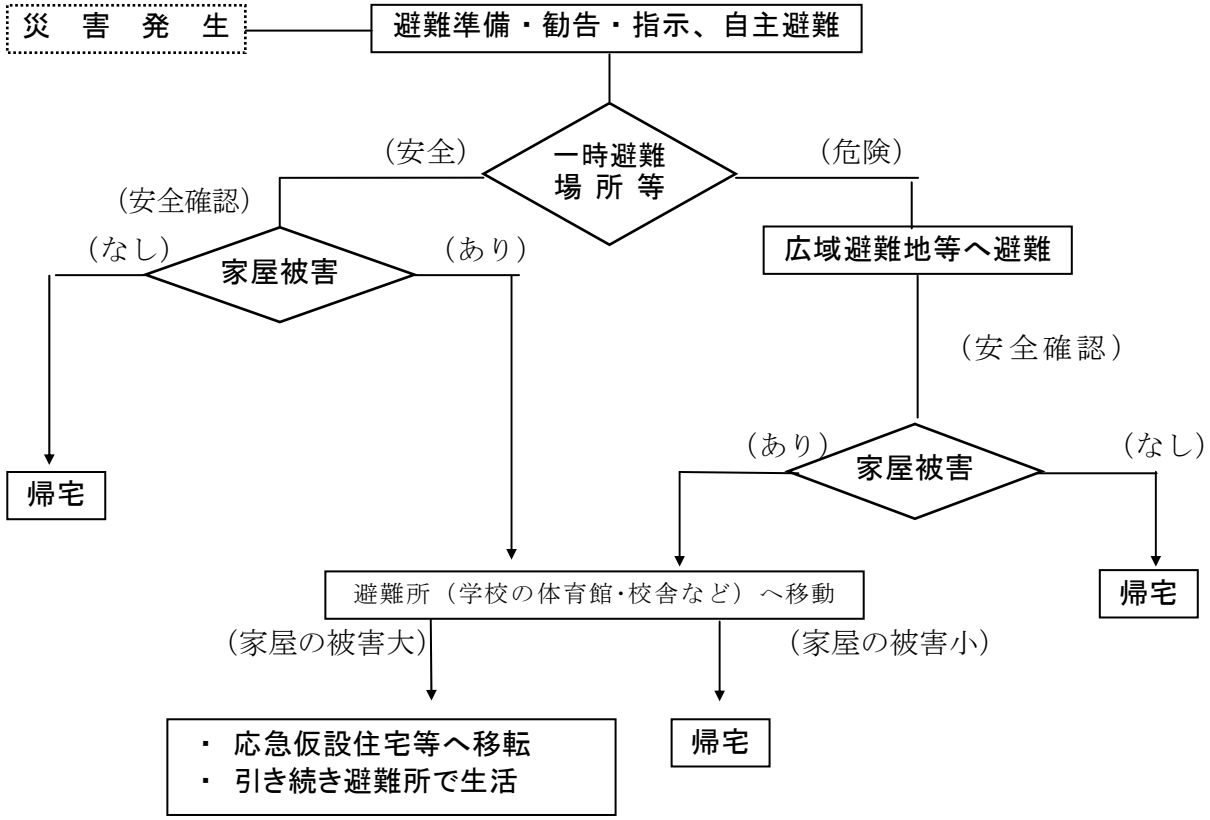

第１　避難の準備の指示

台風が大阪湾に接近し、高潮等により被害が発生する恐れがある場合は、その必要な地域の住民に避難の準備を広報する。

第２　避難の勧告・指示

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

１　避難の勧告及び指示

実　施　者	措置	災害の種類	要　　件	根拠法令等
市　　長	勧告 指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	災害対策基本法第６０条
府　知　事	勧告 指示	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第６０条
府知事又はその命を受けた職員	指示	洪水 高潮のはん濫	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第２２条
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第２５条
警　察　官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第６１条
			人命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第４条
自　衛　官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第９４条
水防管理者	指示	洪水 高潮のはん濫	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第２２条

２　住民への周知

市長等は、勧告又は指示にあたっては、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮したものとする。

３　避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

※資料27「広域避難地及び避難路」　　（資料 P. 資53）

第３　避難者の誘導

１　市

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、消防団や自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。また、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

２　学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を

安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第４　警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

１　警戒区域の設定

発　令　者	「警戒区域」を設定する要件	根　拠　法　令
市　　長	①　住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法第６３条
警　察　官 海上保安官	市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき	災害対策基本法第６３条
大阪府知事	①　市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第７３条
消防吏員 消防団員	①　火災等の現場において警戒区域を設定する必要があるとき。	消　防　法第２３条の２ 消　防　法第２８条 消　防　法第３６条 水　防　法第１４条
自　衛　官	①　災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法第６３条
水防団員	①　水防上緊急の必要がある場合	水　防　法第１４条

２　規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第５　避難所の開設及び運営

１　市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難地又は避難所を指定し、周知する。

２　避難所を指定した場合は、速やかに避難所を管理するための避難所駐在員を派遣し、避難所の管理運営マニュアルに基づき避難所を開設する。

３　避難所駐在員は、災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して避難所の円滑な運営に努める。

※資料28「指定避難所等」　（資料 P. 資54）

第２章
災害発生後の活動

第１節　災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第１　情報収集伝達経路

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

１　情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を、最優先で確立させるため、市及び防災関係機関は、通信連絡体制を統轄するとともに、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については必要に応じて無線通信を統制する。

災害時においては、災害対策本部と防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。

(1) 有線通信

ア　電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ　ＦＡＸの利用

災害対策本部、防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、ＦＡＸによる。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア　高石市防災行政無線（固定系）

屋外受信局及び戸別受信局への一斉通信

イ　高石市防災行政無線（移動系）

市防災関係各部及び車両との相互通信

ウ　大阪府防災行政無線

府、府出先施設、府下市町村及び防災関係機関との相互通信

エ　堺泉北地域防災相互無線（相互系）

防災関係機関及び近隣市町との相互通信

オ　市町村広域共通波無線

隣接市町村との相互通信連絡

カ　泉州水防無線

泉州水防事務組合各支部との相互通信

(3) その他

ア　大阪府防災情報システム

府域にかかる気象情報、雨量観測情報、潮位観測情報の収集のほか、市から府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

イ　河川流域総合情報システム

財団法人河川情報センター提供の河川流域総合情報システムを活用し、レーダ雨量、市内の雨量等の情報収集を行う。

２　指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

第２　被害情報の収集・報告

１　初動期の情報収集

(1) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資機材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。

ア　人的被害

イ　物的被害

ウ　機能的被害

エ　その他災害対策上必要な事項

(2) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

２　被害情報の収集・報告

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

市から大阪府への被害状況の報告は、大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、

確定報告を行う。

なお、被害状況等の情報収集は、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

<table>
<tr><th colspan="2">調査実施者</th><th colspan="2">収集すべき被害状況等の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">市</td><td rowspan="4">災害対策本部</td><td>1　人的被害</td><td>死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無
被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難の必要の有無及びその状況
避難所の状況</td></tr>
<tr><td>2　物的被害</td><td>庁舎等所管施設及び設備の損壊状況
建物（住家、非住家）の損壊状況</td></tr>
<tr><td>3　機能的被害</td><td>道路及び橋りょう等の被害状況
ライフラインの状況
各医療機関等の被害状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　その他災害対策上必要な事項</td></tr>
<tr><td>各施設の管理者</td><td colspan="2">1　所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害
2　その他所管する施設の人的・物的・機能的被害</td></tr>
<tr><td>職務上の関連部課</td><td colspan="2">1　農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害
2　その他所管する施設の人的・物的・機能的被害</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防本部</td><td colspan="2">1　火災発生状況及び火災による物的被害及び延焼の状況
2　危険物取扱施設の物的被害
3　要救援救護情報及び救急医療活動情報
4　避難道路及び橋りょうの被災状況
5　避難の必要の有無及びその状況
6　その他消防活動上必要ある事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">警察署</td><td colspan="2">1　被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）
2　避難者の状況
3　交通規制及び緊急交通路確保の要否
4　ライフラインの状況
5　各種犯罪の発生状況
6　その他災害警備活動上必要な事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の防災機関</td><td colspan="2">1　所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要
2　その他活動上必要ある事項</td></tr>
</table>

第３　通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用もしくは徒歩）等検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

第２節　災　害　広　報

市、府及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

第１　災害広報

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

１　市

(1) 災害発生直後の広報

ア　避難の勧告及び指示

イ　災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ

ウ　二次災害の危険性

エ　パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ

オ　出火防止及び初期消火の呼びかけ

カ　市内の被害状況の概要

①　延焼火災、建物破壊、道路破損等の発生状況

キ　市の活動体制及び応急対策始動状況

①　本部等の設置

②　避難場所及び救護所の設置

(2) 応急活動実施段階の広報

ア　災害状況に関する情報

イ　被害情報及び応急対策実施状況

①　被災地の状況

②　避難場所及び救護所の開設状況

③　応急給水、応急給食等の実施状況

④　その他必要な事項

ウ　生活関連情報

①　電気、ガス、水道及び下水道の復旧状況

②　食料品及び生活必需品の供給状況

エ　通信施設の復旧状況

オ　道路交通状況

カ　医療機関の活動状況

キ　交通機関の復旧及び運行状況

ク　市役所業務の再開等に関する情報

ケ　その他必要な事項

2　堺市高石市消防組合

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては災害状況及び消防隊の活動状況について広報する。

3　堺市高石市消防組合高石市消防団

常備消防と協力し、地域住民の安全確保に係る広報活動に努める。

4　警察署

警察署は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

ア　災害の状況及びその見通し。

イ　避難及び救出・救助活動に関すること。

ウ　各種犯罪の予防・取締りに関すること。

エ　交通規制に関すること。

オ　その他警察措置に関すること。

5　西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

ア　通信途絶又は利用制限の理由及び内容

イ　災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期

ウ　通信利用者に協力を要請する事項

エ　その他の事項

6　関西電力株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

(1) 安全及び危険防止

ア　無断昇柱及び無断工事をしないこと。

イ　断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。

ウ　屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。

エ　使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。

オ　その他事故防止のため留意すべき事項

(2)　被害状況

ア　停電区域

イ　停電事故復旧状況

ウ　停電事故復旧見込み

7　大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

(1) 災害発生時（供給を継続している場合）

ア　ガス栓を全部閉めること。

イ　ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。

ウ　ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。

(2) 災害発生時（供給停止をした場合）

ア　ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。

イ　ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

ア　あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。

イ　点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。

ウ　ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

８　広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じ的確な情報の提供に努める。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 市民に対する広報

ア　防災行政無線（固定系）の利用

市災害対策本部は、防災行政無線（固定系）から市内２３箇所に設置した屋外受信局を通じて必要な情報を伝達する。

※資料45「広報の文例」　（資料 P. 資96）

イ　広報車の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部又は防災関係機関が必要な地域へ出動し、広報活動を実施する。

ウ　口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は、併せて消防本部、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ　市庁舎、避難場所等での配付、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、避難場所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ　インターネットによる広報

市及び防災関係機関が保有するホームページを活用して、災害関連情報を提供する。

カ　災害時要援護者に配慮した広報

点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア　災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ　緊急放送について

避難の勧告又は指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第５７条に基づき放送を依頼する。

ウ　災害時要援護者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等災害時要援護者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア　各班からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ　災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ　他の機関の資料や情報の収集に努める。

第２　広聴活動

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

１　相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を市災害対策本部に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

２　相談窓口の推進体制

(1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

(2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

３　広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

第３節　広域応援等の要請・受入れ

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、大阪府、災害相互応援協定市、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要請し、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

［応援体系図］

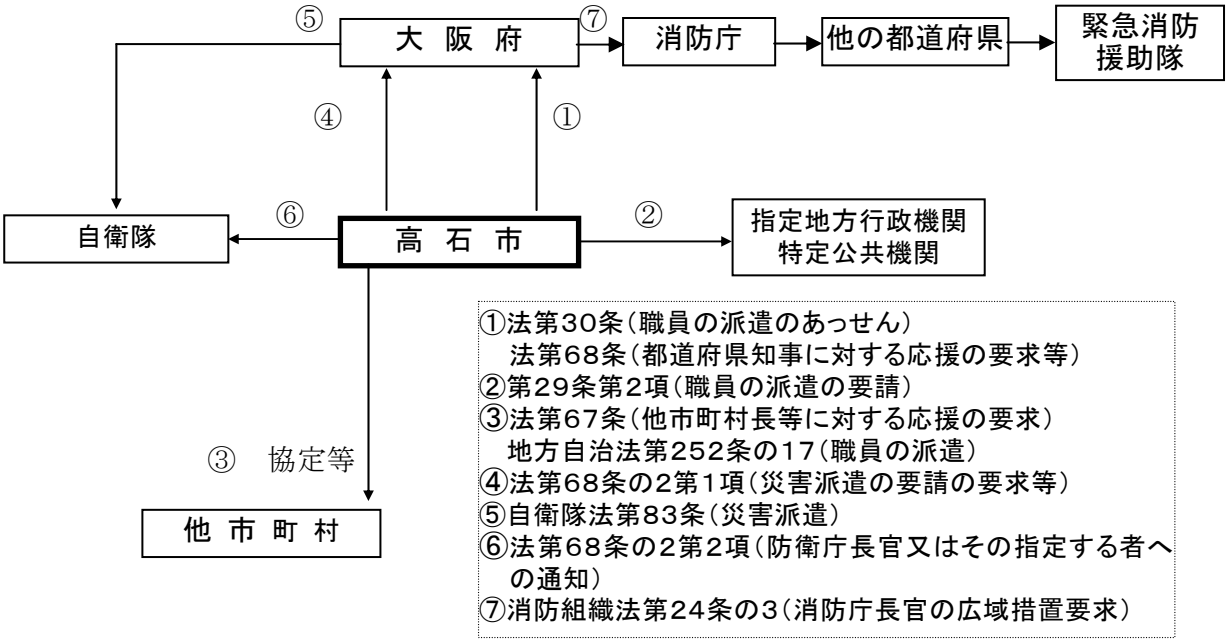

第１　大阪府知事等に対する要請等

１　大阪府知事に対する要請

市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

(1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
(2) 応援を必要とする期間
(3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
(4) 応援を必要とする場所
(5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
(6) その他必要な事項

連　絡　先	府防災行政無線	電　　話
大阪府危機管理室	(6)220-8921 FAX　(6)220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654

(6)は、市役所本庁舎内の電話(FAX)から通信する場合の特番

２　（大阪府知事に対する）緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

３　協定等に基づく要請

災害時における相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

災害時相互応援協定（高石市、堺市、泉大津市、和泉市、忠岡町）

４　他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

(1) 災害の状況及び応援を要請する理由
(2) 応援を希望する期間
(3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
(4) 応援を希望する場所
(5) 応援を希望する活動内容
(6) その他必要な事項

５　指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、あっ旋を要請するときは、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

(1) 派遣を要請する事由
(2) 派遣を要請する職員の職種別人員
(3) 派遣を必要とする期間
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) その必要事項

第２　広域応援等の受入れ

１　誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救護班と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

２　連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

３　資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

４　災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

※資料34「災害用臨時ヘリポート」　（資料 P. 資64）

第４節　自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第６８条の２の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を依頼する。

第１　派遣要請

１　市長及び防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は、府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

２　市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊（陸上自衛隊第３７科普通科連隊）に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

※資料51「自衛隊派遣要請書書式等」　（資料 P. 資124）

派遣要請系統図

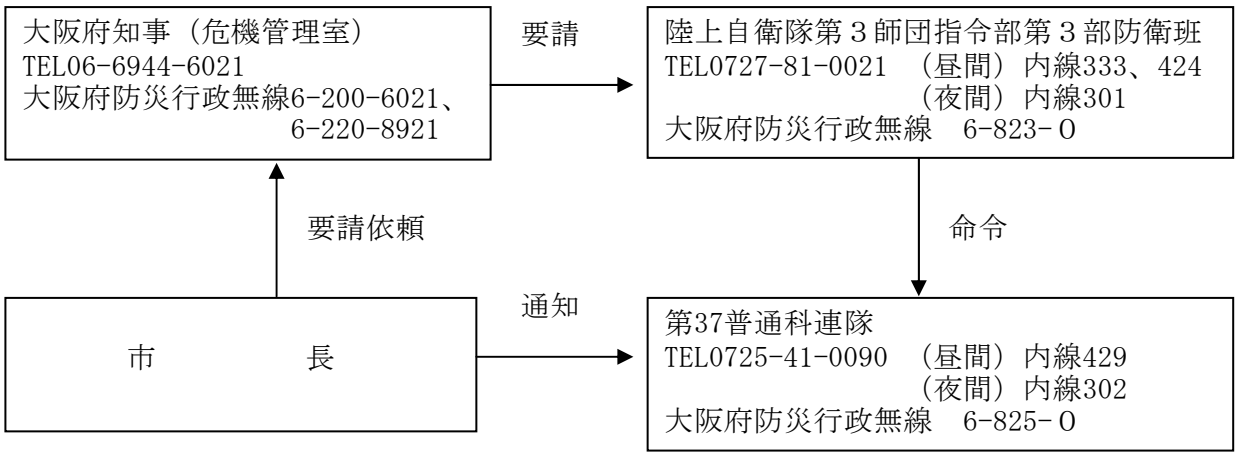

第２　自衛隊の自発的出動基準

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

第３　派遣部隊の受入れ

１　派遣部隊の誘導等

(1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。

(2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

２　受入れ体制

(1) 連絡所の設置

市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。

(2) 現地連絡担当者の指名

市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

第４　派遣部隊の活動

１　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

２　避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

３　遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

４　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

５　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

６　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

７　応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

８　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

９　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10　物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第５　撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要請する。

第５節　消火・救助・救急活動

市、消防組合、府警察、海上保安署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

第１　市

市災害対策本部は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携をとり、総務部において救護班を編成し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

第２　消防組合

消防組合は、消防団及び府警察等の関係機関と相互に連携を図り、震災時における出火防止、消火、延焼防止及び救急・救助を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減を図る。

１　災害発生状況の把握

高所カメラ、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

２　応急活動

(1) 消火活動

ア　市災害対策本部をはじめ関係機関との密接な連携のもとに、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ　延焼状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア　府警察及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ　応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（負傷者の重傷度、緊急度の選別）を実施し、効果的な救急隊の運用を図る。

ウ　延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

３　相互応援

風水害により同時多発的に火災等が発生し、現有の消防力を結集しても対応することが不可能と判断される場合は、他市及び他府県からの大規模部隊（緊急消防援助隊等）の応援を要請し、消防活動を遂行する。

第３　府警察

１　各警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
２　警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する警察署に派遣する。
３　市、消防組合等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
４　迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
５　負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第４　堺海上保安署

海上又は船舶内における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。
１　被害の早期把握に努め、巡視船艇等により迅速な人命救助活動を実施する。
２　府警察、市その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

第５　各機関による連絡会議の設置

市、消防機関、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第６　自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。
また、消防団、消防署、警察署など防災関係機関との連携に努める。

第６節　医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。

第１　医療情報の収集・提供活動

１　市

高石市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

２　府

市からの報告、大阪府広域災害・救急医療情報システム及び大阪府防災行政無線等を用いて被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第２　現地医療対策

１　現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

ア　市

災害医療センターである高石藤井病院、高石市立診療センター及び高石市医師会を中心に医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、府及び日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

イ　高石市医師会

高石市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、高石市医師会災害対策本部を設置し、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

※資料37「医療救護班編成表」　（資料 P. 資75）
※資料38「災害時における医師の救急医療に関する協定書」（資料 P. 資76）

(2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか次の救護所を設置する。

ア　応急救護所

災害発生後、災害現場付近に設置する。

イ　医療救護所

災害発生直後から中長期にわたって、避難所（小学校）に設置する。

(3) 医療救護班の受け入れ・調整

市は、医療救護班の受け入れ窓口を設置し、救護所への配置調整を行う。

2　現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア　応急救護所における現場医療救護活動

災害発生直後に高石市医師会等から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場医療救護活動を行う。

イ　医療救護所における臨時診療活動

市及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア　患者に対する応急処置

イ　医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ　搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ　助産救護

オ　被災住民等の健康管理

カ　死亡の確認

キ　その他状況に応じた処置

第３　後方医療対策

1　後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた府下全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに、必要に応じて他府県等にも患者の受け入れ病床の確保を要請する。

また、府は確保した受け入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2　後方医療活動

救護所では、対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

市等は、災害拠点病院及び市町村災害医療センターと連携し、救急医療情報システム等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア　陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ　ヘリコプター搬送

市は、状況により府に対し、ヘリコプター搬送の要請を行う。

府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

ウ　海上搬送

府は、所有する船舶、あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

３　災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア　基幹災害医療センター

府は、地域災害医療センターと同様の機能に加え、災害医療の研修機能を有する基幹災害医療センターを整備する。

イ　地域災害医療センター

府は、重症患者の救命医療を行うために高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害医療センターを整備する。

(2) 特定診療災害医療センター

府は、循環器疾患、消火器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等特定の疾病は専門医療を必要とすることから、対策拠点として、特定診療災害医療センターを整備する。

(3) 市町村災害医療センター（高石藤井病院、高石市立診療センター）

市町村災害医療センターは、次の活動を行う。

ア　市町村の医療拠点としての患者の受け入れ

イ　災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。本市の災害医療協力病院は、浜寺病院、高石病院、高石加茂病院である。

第４　医薬品等の確保・供給活動

高石薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府及び

日本赤十字社大阪府支部に対して供給の要請を行う。

第５　個別疾病対策

市と医師会災害対策本部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第７節　交通規制・緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第１　陸上輸送

１　緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の確保（第１次交通規制）

府警察は、あらかじめ選定された府の「重点１４路線」のうち、国道２６号、大阪和泉泉南線について、緊急通行車両以外の車両通行禁止・制限の交通規制を行う。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。

※資料29「広域緊急交通路」　（資料 P. 資56）

(2) 災害応急対策のための緊急交通路の確保（第２次交通規制）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、府、府警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

ア　道路管理者

①　点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、府及び府警察に連絡する。

②　通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③　道路啓開

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

イ　府警察

①　道路の区間規制

必要に応じて、重点路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

②　区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

③　交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(5) 社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて社団法人大阪府警備協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

２　緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

３　緊急通行車両の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第76条第１項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

※資料35「緊急通行車両事前届出書等」　（資料 P. 資68）

４　輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送業者の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

５　輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

第２　水上輸送

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第３　航空輸送

１　輸送基地の確保

(1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 市は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

２　輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第８節　公共土木施設等・建築物応急対策

市及び関係機関は、洪水、高潮などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第１　公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、橋梁など道路施設など）

１　河川施設、海岸保全施設

(1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（府）、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

(2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。

(3) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

２　その他公共土木施設

(1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。

(2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

(3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第２　建築物等

市は、被災した市有建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第３　応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第９節　ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第１　被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市・府に報告する。

第２　各事業者における対応

１　上水道

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

ア　応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ　給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ　被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

エ　被害状況等によっては、他の水道事業体等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

２　下水道

(1) 応急措置

ア　停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、自家発電設備によるポンプ運転を行う。

イ　下水管渠の被害には、汚水、雨水の通水に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ　被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 復旧

ア　被害状況、復旧の難易度を勘案して、効率的・計画的に復旧を行う。

イ　被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア　生活水の節水に努めるよう広報する。

イ　被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3　電力（関西電力株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア　被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ　緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

ウ　単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

エ　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ　再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

ア　二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4　ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

ア　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ　緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ　単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ　被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア　二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

5　電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店））

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア　応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ　非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

ア　被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ　復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

６　放送（日本放送協会、一般放送事業者）

(1) 放送体制の確保に努める。

(2) 非常放送を実施する。

(3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

(4) 施設の応急復旧を進める。

(5) 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第10節　交通の安全確保

鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第１　被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

第２　各施設管理者における対応

１　鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

(3) 災害乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

２　道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路公団、府道路公社）

(1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

(3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

３　港湾施設、漁港施設（府）

(1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。

(3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第11節　農林水産関係応急対策

市、府、及び防災関係機関は、農林水産業に関する応急対策を講ずるものとする。

第１　農業用施設

農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

１　市

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

２　土地改良区等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第２　漁業

市は、漁港の各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するため、漁港を管理する府に対して、応急措置を講ずるとともに、その復旧促進に関する措置を要請する。

第３　農作物

１　技術の指導

市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

２　病害虫の防除

市その他関係機関は協力して、病害虫発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

第12節　災害救助法の適用

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

第１　法の適用

１　適用基準

法による救助は、市の区域を原則として、同一原因による災害で次のいずれかに該当する災害とする。

【　災害救助法の適用基準　】

<table>
<tr><th>指標となる被害項目</th><th>適用の基準</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>市内の住家が滅失(り災)した世帯の数</td><td>80以上</td><td rowspan="4">住家が半壊し、又は半焼する等いちじるしく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">府内の住家が滅失(り災)した世帯の数
そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯数</td><td>2，500以上</td></tr>
<tr><td>40以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">府内の住家が滅失(り災)した世帯の数
そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯数</td><td>12，000以上</td></tr>
<tr><td>多　　数</td></tr>
<tr><td>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合</td><td>大阪府知事が厚生労働大臣と協議</td><td></td></tr>
</table>

２　適用手続き

災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに厚生労働大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第２　救助の内容

１　救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(4) 医療及び助産
(5) 災害にかかった者の救出
(6) 災害にかかった住宅の応急修理
(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
(8) 学用品の給与
(9) 埋葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第13節　避難所の開設・運営

市は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

第１　避難所の開設

避難収容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための避難所駐在員を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、避難所駐在員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

１　避難所の開設基準

(1) 災害の発生又は発生するおそれがあるとき。

(2) 災害対策本部（警戒本部）が開設を決定したとき。

(3) その他、市長が必要と認めるとき。

２　避難所開設の期間

災害発生の日から最大限７日間、ただし、災害対策本部等の指示により決定する。

３　開設の留意点

(1) 避難所を開設した場合には、速やかに地域住民に周知する。

(2) 開設にあたっては、避難所の安全確認をしてから行う。

(3) 学校の教育活動には配慮する。

４　避難所開設に伴う報告事項

災害対策本部長は、避難の勧告もしくは指示をしたとき、又は避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。

(1) 開設の日時、場所、施設名

(2) 収容人員

(3) 開設期間の見込み

(4) 救援食料の要否、必要量

５　避難所の閉鎖

(1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき。

(2) その他、市長が決定したとき。

第２　避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

施設の本来の機能の早期回復のため、市と府は協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

１　避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア　住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。

イ　現に災害による被害を受けた者であること。

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア　避難勧告・指示が発せられた場合

イ　避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

２　避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(1) 避難者の把握

(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示

(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(4) 生活環境への配慮

(5) 災害時要援護者への配慮

第14節　緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

第１　給水活動

市は、災害発生後の非常用飲料水として１人1日３リットルを供給するため次の給水体制を確立し、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、その他の機関へ応援要請を行う。

１　市における給水活動

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

(1) 配水場での給水の実施
(2) 給水車・トラック等による給水の実施
(3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
(4) 給水用資機材の調達
(5) 住民への給水活動に関する情報の提供
(6) 飲料水の水質検査及び消毒
(7) パック水・缶詰水の配布

第２　食料・生活必需品の給付

市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

１　市における食料、生活必需品の供給

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(1) 避難所毎の必要量算定
(2) 災害用備蓄物資の供給
(3) 協定締結している物資の調達

２　府に対する応援要請

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

(1) 被災市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
(2) 災害用備蓄物資の供給
(3) 協定締結している物資の調達
(4) 市町村間の応援措置について指示

(5) 近畿農政局（大阪農政事務所）、日本赤十字社大阪府支部、大阪府エルピーガス協会に対し、それぞれ食料、毛布・日用品、ＬＰガスの供給を要請

(6) 不足する場合は、広域応援協定に基づく要請

(7) 応援物資等を輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送

３　その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

(1) 近畿農政局（大阪農政事務所）

「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」の定めるところにより備蓄物資の供給

(2) 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品の備蓄物資の供給

(3) 近畿経済産業局

生活必需品等を取扱う業者・団体と調整

第15節　保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第１　防疫活動

市は、府と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和４０年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

１　府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
(1) 消毒措置の実施（感染症新法第27条）
(2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症新法第28条）
(3) 避難所の防疫指導
(4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
(5) 衛生教育及び広報活動
２　防疫に必要な薬品を調達、確保する。
３　自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、府に協力を要請する。
４　その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第２　被災者の健康維持活動

市は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

１　巡回相談等の実施

(1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
(2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
(3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

２　心の健康相談等の実施

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第３　応援要請

感染症予防活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市は府等に応援を要請する。

第16節　福　祉　活　動

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第１　要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握等

１　要援護高齢者、障害者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 市は、災害発生直後には、大阪府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて消防団や地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

２　福祉ニーズの把握

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第２　被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

１　在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心のケア対策に努める。

２　要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等で生活できない要援護高齢者、障害者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

３　広域支援体制の確立

市は、要援護高齢者、障害者等に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう関係機関に要請する。

第17節　社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第１　住民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第２　警備活動

市及び府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、自主防災（防犯）組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

第３　物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

１　物価の監視

市は、他市と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告、公表等を含む適切な措置を講ずる。

２　消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

３　生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

４　金融機関における預貯金払戻等

(1) 市は府を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

ア　住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ　事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応

じること。

ウ　損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

(3) 日本郵政公社近畿支社長は次の措置を講ずる。

ア　郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。

イ　郵便局長は、自局の所在する市に対して災害救助法が発動されたときは、日本郵政公社近畿支社長の指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

第18節　住宅の応急確保

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

第１　被災住宅の応急修理

市は、府の委任により災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最少限度の部分について応急修理を行う。

第２　住居障害物の除去

１　市は、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。
２　市は、障害物の除去について、府の職員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行い、必要な措置を講ずる。

第３　応急仮設住宅の建設

市は大阪府の委任により、災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

１　応急仮設住宅の管理は、市及び府で協力して行う。
２　市は、府と協力して集会施設等生活環境の整備を促進する。
３　入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として２年以内とする。
４　高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第４　公共住宅への一時入居

府の委任による応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第５　住宅に関する相談窓口の設置等

１　応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
２　市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第６　建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

第19節　応急教育等

市（教育委員会）は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第１　教育施設の応急整備

教育委員会は、被害を受けた学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

１　軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。

２　破損等により使用不能の園児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。

３　災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能の隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。

４　施設が避難者を収容するために使用される場合は、校園舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

第２　応急教育体制の確立

１　応急教育の実施

(1) 校園長

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア　学校施設が避難所として利用されている場合の市との協議

イ　校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 教育委員会

教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。また、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、応急教育実施のための教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

第３　学校給食の応急措置

校長はすみやかに被災状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会と協議のうえ給食実施の可否について決定する。この場合、次の事項に留意する。

1　給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに実施するように努める。
2　避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、り災者焚き出しに利用される場合が多いと思われるので、学校給食、り災者用焚き出しとの調整に特に留意する。
3　教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策をすみやかに講ずるものとする。

第４　教職員の確保

応急教育をすみやかに確立するため、府教育委員会と十分連絡のうえ、教職員の確保に努める。

まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は市教育委員会で調整に努め、市教育委員会で調整できない場合は、大阪府教育委員会に指導・助言を求める。

第５　就学援助等

１　学用品等の支給

災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し就学上支障のある児童・生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

２　就学援助等の措置

教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

３　園児・児童・生徒の健康管理

教育委員会及び校園長は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第６　文化財の応急対策

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

第７　応急保育

１　保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休所、中途帰宅等適切な措置をとる。

２　保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行ない、平常通り保育できるよう努めるものとする。

３　応急保育の実施場所

(1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用するものとする。

(2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止するものとする。

４　応急保育の実施方法

(1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行ない、健康の保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な指導を行うものとする。

(2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のための保育が特に必要とされる場合は、速やかに保育が可能となるよう努めるものとする。

５　給食の実施

(1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努めるものとする。

(2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めるものとする。

第20節　廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第１　し尿処理

１　初期対応

(1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

２　収集体制

(1) し尿収集については、被災地域、避難所、被災者収容施設、高層集合団地及び住宅密集地を優先に行う。

(2) 避難所等においてトイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。

(3) し尿収集運搬許可業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。

３　処理活動

(1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

(2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

(3) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第２　ごみ処理

１　初期対応

(1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

２　処理活動

(1) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所を指定し、被災地からのごみの搬出を行う。

※資料11「公的空地一覧表」　（資料 P. 資18）

(2) ごみの搬出方法

ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。

ア　生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要があ

り、廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。

イ　障害物として道路上に排出された廃棄物は、適宜、配車された車両等で一時集積場所に収集し搬送する。

ウ　収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。

エ　泉北クリーンセンター及び一時集積場所に集積されたごみについては、焼却、又は破砕処分されて最終処分地へ搬出されるが、「建築物等解体廃棄物」については資源の再利用を積極的に図る。

(3) 廃棄物収集運搬許可業者に協力を要請し、ごみ収集体制を確立する。

(4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第３　がれき処理

１　初期対応

(1) がれきの発生量を把握する。

(2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

２　処理活動

(1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(4) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

第21節　遺体の処理及び火葬

市及び府警察、堺海上保安署は、遺体の処理、火葬について、必要な措置をとるものとする。

第１　初期活動

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第２　遺体の検視等

遺体の検視（見分）は、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（見分）した後、次のとおり遺体の検案を行う。

１　遺体の検案は、市医師会等の協力を得て実施する。
２　医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。

第３　遺体の収容・安置

検案を終えた遺体については、警察署等の関係機関に連絡し身元確認及び身元引受人の調査に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

１　市内の公共施設等死体収容に適当な場所を選定し、遺体収容所（安置所）を開設する。
２　遺体処理台帳を作成する。
３　遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のうえ引き渡す。
４　遺体の収容にあたっては、葬祭業者の協力を得て、納棺用品、骨壷、棺及び遺体保存剤等必要な資機材を確保するとともに、不足する場合には、その確保に努める。

第４　遺体の身元確認

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

第５　遺体の火葬

災害により死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

１　遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。

２　引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

第22節　自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第１　災害発生時におけるボランティアの活動

市、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応えて円滑に活動できるよう対応する。

１　ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口の開設

市社会福祉協議会は、市と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口として災害ボランティアセンターを開設する。

(2) 活動拠点・情報の提供

市は、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口となる市社会福祉協議会と連携し、情報を交換し、また活動の拠点を提供する。

(3) 災害情報の提供

市は、災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供すると共に、一般ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) 受入れ方法

受入れは、社会福祉協議会の「災害時支援ボランティア登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

(5) ボランティア保険への加入

市社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

２　ボランティアの派遣調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等により、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、期間等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

３　派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

ア　避難所

イ　防災拠点

ウ　救護所

エ　災害対策本部（連絡・情報収集活動等）

オ　その他

(2) 活動内容

ア　避難場所の確保

避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）

イ　援助物資等の輸送

災害対策本部で配分決定された援助物資等について、避難所への輸送を行う。

ウ　生活物資・食料等の配布

衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。

エ　けが人、病人等への対応

被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。

オ　避難所・仮設トイレの整備

カ　避難所内外及び周辺のごみの清掃

キ　専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮した活動を行う。

４　ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

ア　避難所ごとの被災者数

①　大人数（男女別）・世帯数

②　子供数（乳児・幼児・小学生・中学生・大学生）

③　高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）

④　障害者数・種別

⑤　病人数（特に病状別要加療者数）

⑥　外国人数（国別）

イ　避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グランド等建物周辺）

ウ　必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量

エ　重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

第２　義援金品の受付・配分

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

１　義援金

(1) 受付

ア　市などに寄託される義援金は、それぞれ、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ　日本赤十字社大阪府支部に寄託される義援金は、支部事務局において受け付ける。

(2) 配分

ア　義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ　市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

２　義援物資

あらかじめ定めた計画に従い、義援物資の受付、保管、配分、輸送を行う。

３　小包郵便料金の免除等

日本郵政公社近畿支社は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 日本郵政公社総裁が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物料金は免除される。

(2) 市の申請により、日本郵政公社総裁が指定するものは、郵便振替による被災者救援のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第３　海外からの支援の受入れ

市及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

１　国との連絡調整

(1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。

(2) 海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

２　支援の受入れ

(1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア　支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ　被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア　案内者、通訳等の確保

イ　活動拠点、宿泊場所等の確保